

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

従業員（納税義務者）が…

退職・休職・転職した場合 ➡ 給与所得者異動届出書

様式(14 ページ) 記入例(8 ページ～10 ページ)

新たに入社した場合 ➡ 特別徴収への切替届出書

様式(16 ページ) 記入例(11 ページ)

こんな時は、届出書の提出が必要です。



《目次》

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは	1
1 特別徴収事務の流れ	2
2 決定通知書の見方	3
3 納入	4
4 従業員が退職、休職などにより天引きができなくなる場合	4
5 転勤（転職）があった場合	5
6 新規採用等により天引きする従業員を追加する場合	5
7 異動や税額の変更の通知が届いた場合	5
指定通知書	6
退職、休職等により普通徴収（個人払い）に切り替える場合の記載例	8
退職、休職等により一括徴収（まとめて天引き）する場合の記載例	9
転勤、転職先で給与天引きを継続する場合の記載例	10
新規採用等により天引きする従業員を追加する場合の記載例	11
事業所の所在地や名称の変更等があった場合の記載例	12

このしおりに綴られている各種届出書は、館山市ホームページにも掲載しています。インターネット検索サイトで下記のキーワードを入力して、検索してください。

館山市 特別徴収 様式

検索

千葉県館山市（市町村コード：122050）

総務部税務課市民税係

〒294-8601 千葉県館山市北条1145番地の1

TEL 0470-22-3262（直通）

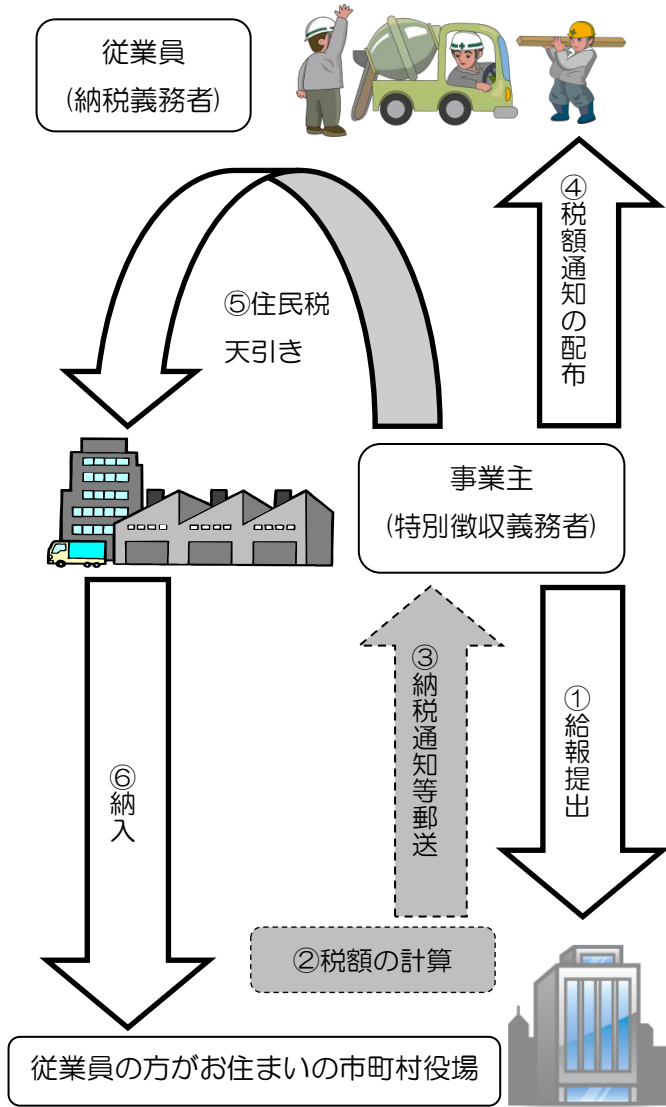
FAX 0470-23-3115（代表）

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

市民税・県民税（個人住民税）・森林環境税の特別徴収とは、地方税法第321条の3、同条の4及び館山市市税条例第45条の規定により、市民税・県民税（個人住民税）・森林環境税を事業主が、従業員の給与から天引きし、納入する制度です。

1 特別徴収事務の流れ

太線の矢印は事業主の方に行っていただくものです。



流れ	事務の内容	時期
①	給与支払報告書（給報）の提出 事業主の方は、従業員の方が1月1日現在のお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出してください。	1月31日 まで
②	市町村で翌年度の個人住民税額を計算 各市町村で、事業主から提出された給与支払報告書や従業員の方からの確定申告書・住民税申告書などを基に、翌年度の住民税を計算します。	3月～4月
③	納税通知・納入書を事業主へ郵送 各市町村から、従業員全員の毎月の納入合計額を記載した「税額通知・納入書」を事業主の方へ送付します。	5月中旬
④	事業主の方から従業員の方へ税額通知の配付 事業主の方から、従業員の方に税額通知（個人用）を渡していただきます。	5月31日 まで
⑤	給与から個人住民税を天引き 事業主の方は、税額通知（事業主用）を基に、毎月従業員の方に支払う給与から個人住民税を天引き、差し引き後の給与を従業員の方に支給します。	6月～ 翌年5月 （毎月）
⑥	個人住民税の納入 給与から天引きした個人住民税は、翌月10日までに金融機関等で納入していただきます。	給与天引きした 月の翌月10日 まで（毎月）

* 右図の番号は表の番号に対応しています。

2 決定通知書の見方

5月中旬に各従業員の税額を記載した「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」を送付します。

退職等により天引きができない方、天引きの対象となる従業員が抜けている場合には、すぐにご連絡ください。

特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

294-0045 館山市北条1234				特別徴収税額		課税人数		非課税人数														
(株) OOO工業 12345 *				262500		3		0														
				人数	納付額	人数	納付額															
指定番号	12345	支店番号	01	支店コード	122050	特別徴収税額	184300	6月分	16000	7月分	15300	8月分	15300	9月分	15300	10月分	15300	11月分	15300	12月分	15300	納税) (12345678)
氏名				氏名	館山 一郎	6月分	16000	7月分	15300	8月分	15300	9月分	15300	10月分	15300	11月分	15300	12月分	15300	納税) (23456789)		
指定番号	12345	支店番号		支店コード	122050	特別徴収税額	41000	6月分	3600	7月分	3400	8月分	3400	9月分	3400	10月分	3400	11月分	3400	12月分	3400	納税) (34567890)
氏名				氏名	館山 二郎	6月分	3600	7月分	3400	8月分	3400	9月分	3400	10月分	3400	11月分	3400	12月分	3400	納税) (45678901)		
指定番号		支店番号		支店コード	2050	特別徴収税額	37200	6月分	3100	7月分	3100	8月分	3100	9月分	3100	10月分	3100	11月分	3100	12月分	3100	納税) (56789012)
氏名				氏名	館山 三郎	6月分	3100	7月分	3100	8月分	3100	9月分	3100	10月分	3100	11月分	3100	12月分	3100	納税) (67890123)		

天引きする従業員の人数と各月の天引き合計額（納入額）

事業所名の下にある数字を「指定番号」と言います。各事業所を管理するための番号です。お問合せの際は、この番号を伝えてください。

各従業員の年間の税額と各月の天引き額

3 納入

天引きした翌月の10日までに納入してください。10日が休日の場合は、翌営業日が期限となります。
納入を年2回にまとめて払う「納期の特例」制度があります。詳しくは、税務課までお問合せください。

◀納入場所▶

館山市役所 ・ 千葉銀行 ・ 千葉興業銀行 ・ 京葉銀行 ・ 館山信用金庫 ・ 君津信用組合
中央労働金庫 ・ 安房農業協同組合 ・ 千葉県内に所在する東日本信用漁業協同組合連合会

*上記以外の金融機関では、手数料が掛かる場合があります。

*関東各県、山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、「指定通知書」に必要事項を記入し、郵便局で手続きをしてください。

4 従業員が退職、休職などにより天引きができなくなる場合

その従業員が1月1日時点で居住していた市町村に「給与所得者異動届出書」を提出してください（P8、9参照）。
次のとおり、異動の時期によって扱いが異なりますのでご注意ください。

- 6/1～12/31までに退職等をした場合 ⇒ **普通徴収（個人払い）又は一括徴収（まとめて天引き）に切替え**
天引きできなくなる残りの分は、市から本人へ納付書を送付し、本人に納付していただくこととなります。
しかし、これまでは給与から天引きされており、自分で納付する習慣がないために納付を忘れてしまう方もいます。
そのため可能な限り、一括徴収（まとめて天引き）にご協力ください。
- 1/1～5/31までに退職等をした場合 ⇒ **一括徴収（まとめて天引き）**
天引きできなくなる残りの分を、最後のお給料からまとめて天引きしてください。
ただし、給与額が少なく、一括徴収できない場合には普通徴収（個人払い）に切り替えることができます。
- 死亡した場合 ⇒ **普通徴収（個人払い）に切替え**
死亡後の残りの分は、市から納付書を送付し、相続人の方に納付していただきます。
一括徴収する必要はありません。

5 転勤（転職）があった場合

転勤（転職）先でも継続して天引きを希望する場合には、転勤（転職）先を経由して、「給与所得者異動届出書」を提出してください（P10参照）。

6 新規採用等により天引きする従業員を追加する場合

「特別徴収への切替届出書」に普通徴収（個人払い）で納付済みの期別や給与天引きを開始する月等を記入し提出してください。なお、普通徴収の納期限が過ぎた分は天引きにできません（P11参照）。

7 異動や税額の変更の通知が届いた場合

退職等の異動届を提出していただいた場合や、所得や各種控除の変更・修正等があった場合には、市で税額を再度計算し、通知します。納入の際には、変更後の納入額に修正してください。

例：11月分（12月納入分）の税額が変更になった場合

税額変更通知書（天引き合計額の拡大図）

特別徴収税額		206000		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	3	22700	12月分	2	13100		
7月分	3	21800	1月分	2	13100		
8月分	3	21800	2月分	2	13100		
9月分	3	21800	3月分	2	13100		
10月分	3	21800	4月分	2	13100		
11月分	3	17500	5月分	2	13100		

変更前の金額は二重消し

（訂正印不要）

納入書に転記

千葉県館山市 個人市民税 個人県民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
122050	00100-8-960244	千葉県館山市会計管理者
指定番号	納入金額	
年 11 月分	12345	21,000
納入すべき金額が右の金額の欄の金額と異なるときは、納入金額の欄を横線で消し、(2)納入金額の欄に記入してください。	給与分 （退職給付金等）	17500
所得分		
入延滞金		
納期限	年 12 月 10 日	館山市
合計額		17500

(特別徴収義務者)
 番号 千 294-0045
 住所 千葉県館山市北条1234
 氏名 (株)〇〇〇工業
 額取日付印 様

《新規採用等により天引きする従業員を追加する場合の記載例》

記載例		特別徴収切替届出(依頼)書				市町村使用欄									
××年○○月△△日 提出 (宛先) 館山市長	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地(住所)	〒 294 - 0045 館山市北条○○番地		新規の事業所で、納入金額や事業所名等を記載した納入書が必要な方は「要」に○、不要な方は「不要」に○をしてください。	特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります								
		フリガナ	マルマルコウギョウ カ			新規の場合、納入書(要・不要)									
		名称(氏名)	○○工業 株式会社			係	経理課給与係								
		代表者の職氏名印	代表取締役 ○○			担当者 連絡先	氏名	○○ 花子							
		法人番号				電話	0000 - 00 - 0000								
給与所得者	フリガナ	マルマル ジロウ		旧姓		期別を○で囲んでください。 [①・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。									
	氏名	○○ 二郎		普通徴収 切替期別											
	生年月日	昭和・平成 5 年 5 月 5 日		特別徴収 開始予定月	6 月分(7 月 10 日納期分)から 特別徴収を開始します。										
	1月1日現在の住所	〒 294 - 0045 館山市北条××番地		届出理由	①.入社 2.その他()										
天引きへ切り替える期別を記入してください。なお、普通徴収の納期限を過ぎた分は天引きにできません。天引きにできる普通徴収の期別とその提出期限は以下のとおりです。				月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 6 月 5 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>天引きに切り替えられる普通徴収の期別</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期～</td> <td>6月末日まで</td> </tr> <tr> <td>第2期～</td> <td>8月末日まで</td> </tr> <tr> <td>第3期～</td> <td>10月末日まで</td> </tr> <tr> <td>第4期～</td> <td>1月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>				天引きに切り替えられる普通徴収の期別	提出期限	第1期～	6月末日まで	第2期～	8月末日まで	第3期～	10月末日まで	第4期～	1月末日まで	何月分のお給料から天引きするか記入してください。	
天引きに切り替えられる普通徴収の期別	提出期限														
第1期～	6月末日まで														
第2期～	8月末日まで														
第3期～	10月末日まで														
第4期～	1月末日まで														

3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒294-8601 館山市北条 1145-1 館山市役所税務課市民税係

《事業所の所在地や名称の変更等があった場合の記載例》

変更した項目のみの記入で構いません。

記載例 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書		市町村使用欄		
××年○○月△△日 提出 (宛先) 館山	所在地 (住所) 〒 294-0045 館山市北条○○番地	※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。		
	名称 (氏名) ○○工業 株式会社	特別徴収義務者 指定番号 12345	※ 市町村ごとに異なります	
	代表者の氏名印 代表取締役 ○○ 一郎	担当者 連絡先 係 經理課給与係		
	代表者の氏名 ○○ 花子	氏名		
代表者の住所 館山	代表者の氏名 ○○ 花子	電話番号 0470 - 11 - 0000		
変更年月日 ××年○○月△△日				
事項 変更前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。			
フリガナ タテヤマシホウジョウ	タテヤマシホウジョウ			
所在地 (送付先) 〒 294-0045 館山市北条××番地	〒 294-0045 館山市北条○○番地			
フリガナ バツバツコウギョウ カブシキガイシャ	マルマルコウギョウ カブシキガイシャ			
名称 ××工業 株式会社	○○工業 株式会社			
電話番号 0000 - 00 - 0000 (内線 111)	0470 - 11 - 0000 (内線 123)			
変更理由 (該当番号に○) ① 事務所等移転 2. 送付先変更 ③ 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()				
統合・合併・分割後の指定番号 1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	統合・合併・分割される事業所 所在地 〒 - フリガナ 名称 電話番号 - - (内線) 法人番号 特別徴収義務者 指定番号	※ 市町村ごとに異なります		

【提出先】 〒294-8601 館山市北条 1145-1 館山市役所税務課市民税係